

社会福祉施設における苦情解決体制整備状況の巡回訪問実施要領

1 目的

福祉サービスの事業所を訪問し、社会福祉事業の経営者における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、苦情解決体制の整備状況等を調査し、必要に応じて指導や助言を行う。

2 実施時期及び対象社会福祉施設等

(1) 実施時期

令和 8 年 11 月～12 月

(2) 対象社会福祉施設

社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を実施する施設（団体）

(3) 訪問施設数

4 ヶ所程度

3 訪問者

山梨県福祉サービス運営適正化委員会委員（2 名）及び 事務局員 1 名

4 実施内容

貴施設を訪問し、体制の確認や意見交換等を通じて、以下の内容を実施します。

- (1) 苦情解決や苦情解決体制の現状確認
- (2) 各事業所からの希望課題に応じた助言
- (3) 今後の苦情解決体制の充実に向けた助言
- (4) 困難事例への対応等に関する助言

5 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和 8 年 7 月 1 3 日（月）～8 月 1 4 日（金）

(2) 下記のリンク、または QR コードからお申込みください。

山梨県社会福祉協議会ホームページのトップページ→新着情報→巡回訪問先募集からも申込フォームにアクセスできます。

<https://forms.gle/d5vkJ8VBd17t557g9>

